

第393回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和3年8月25日（水）午後1時30分開会

2 場 所 市役所 大会議室

3 出席委員 16人

1 番 江口勘四郎委員

2 番 長沼健司委員

3 番 山川光照委員

4 番 上妻一実委員

5 番 山口久志委員

6 番 吉田とも委員

7 番 井上隆市委員

8 番 松田陽一委員

9 番 木村 正委員

10 番 富田憲一委員

11 番 鈴木萬四郎委員

12 番 渡邊智春委員

13 番 後藤敏秀委員

14 番 原田広幸委員

15 番 木村辰也委員

16 番 花谷和男委員

出席推進委員 9人

傍 聴 なし

4 欠席委員 なし

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 第441回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程5 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程6 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程7 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程8 報告第4号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程9 報告第5号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 齋藤啓華

7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、8月17日に告示になりました、第393回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和3年8月17日、上山市農業委員会告示第9号により、令和3年8月25日、第393回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和3年8月18日付け農委第79号をもって、第393回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配付について、第393回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。また、推進委員が9人出席しております。以上で報告終わります。

議長 日程2、日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、7番、井上隆市委員、13番、後藤敏秀委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、無職、譲受人は有限会社〇〇、運送業であります。久保川地内の畑3筆について、隣接地に譲受人の従業員の社宅を整備するにあたり駐車場を造成するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程4議第2号、第441回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、第441回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。借り人は有限会社〇〇、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。原口地内の畑1筆の一部について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第441回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号1については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程5、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の3ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は、〇〇氏、譲受人は〇〇氏、会社員です。長清水三丁目地内の畑1筆について、住宅建築のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程6、報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の4ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。先ほど議決いただきました第441回農用地利用集積計画の利用権設定に伴い、原口地内の畑1筆の一部について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 7、報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の 5 ページをお開きください。3 件の届出がございました。いずれも相続により所有権を取得したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 8、報告第 4 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 4 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の 6 ページをお開きください。1 件の届出がございました。整理番号 1 について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇であります。小倉地内の田 18 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 9、報告第 5 号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 5 号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の 7 ページをお開きください。1 件の申請がございました。整理番号 1 について説明いたします。申請人は〇〇氏であります。久保川地内の畑 3 筆について申請があったものです。平成 11 年 12 月にアンテナ基地局に、年月日不詳に貯水槽用地として転用後、現在まで使用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って 20 年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の

中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後 1 時 4 7 分)

議事録署名委員

議事録署名委員